

本資料は、今後策定を予定している「再犯防止計画」のたたき台として作成したものです。今回（令和7年度第1回松戸市地域福祉計画推進委員会）については、本資料の内容そのものに対する意見を求めるものではなく、あくまで完成版のイメージを具体化することを目的としています。

計画内容を検討するにあたり、あらかじめ一定の形を示すことで、今後の議論や検討がより具体的で実効性のあるものとなるよう意識して構成しています。

なお、本計画案は現時点での仮のものであり、今後の協議やご意見を踏まえて、必要な修正・加筆等を行い、最終的な完成を目指すものです。

（案）

取り組み課題 再犯防止（松戸市再犯防止推進計画）

現状と課題

○刑法犯の認知件数は減少傾向にある一方で、約半数が再犯者という状況にあり、新たな被害を生まない安全・安心な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取り組みが重要となっています。

○平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」）」が施行されました。再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町村においても再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努力義務が設けられました。

○松戸市再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条の規定に基づいた地方再犯防止推進計画であり、本市における再犯防止対策に向けた取り組みの方向性を明らかにするものです。

○再犯防止推進法に基づき国が策定した第二次再犯防止推進計画において、市区町村の役割としては、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする事情を持つ犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難な者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努めることとされています。また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されています。

○第二次再犯防止推進計画では重点課題を設定しており、それをもとに松戸市再犯防止推進計画の施策の方向性を検討します。

施策の方向性

○就労・住居の確保等

- ▶保護観察所や矯正施設等の関係機関と連携し、生活保護や生活困窮者自立支援事業等を通じて、生活の安定と自立の促進を図ります。
- ▶松戸地区協力雇用主会の事務局を務め、雇用主との連携を図ります。

○保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- ▶保護観察所や矯正施設等の関係機関と連携し、適切な保健医療・福祉サービスを受けられるように支援します。

○民間協力者の活動の促進等

- ▶保護司会および更生保護女性会の事務局を務め、保護司会、更生保護女性会との連携を図ります。
- ▶更生保護サポートセンターの設置および保護司の面談場所を提供します。
- ▶保護司会に対し補助金を交付し、活動を支援します。

○再犯防止に向けた基盤の整備等

- ▶社会を明るくする運動に関する活動を、市を含む8団体の共催で実施し、更生保護に関する周知啓発を行います。

それぞれの役割

個人の役割

- 犯罪、非行行為を行わない

地域の役割

- 社会を明るくする運動など再犯防止に関する啓発活動に協力する

行政の役割

- 再犯防止推進計画の策定と推進
- 保護司などの更生保護に関するボランティア活動の支援
- 社会を明るくする運動など再犯防止に関する啓発活動の推進